

令和4年3月29日

各 位

上場会社名 株式会社 高田工業所 代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎 (コード番号 1966 東証第二部) 問 合 せ 先 総務部長 副島 淳一 (Tel. 093-632-2631)

指名・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ

当社は、令和4年3月29日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として、指名・報酬 諮問委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指名・報酬諮問委員会設置の目的

取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置するものであります。

- 2. 指名・報酬諮問委員会の概要
 - (1) 取締役会が選定した3名以上の取締役で構成するものとします。
 - (2) 委員の過半数は独立社外取締役とします。
 - (3)委員の選定及び解職は、取締役会で行います。
 - (4) 委員の任期は 1 年間とし、再任を妨げないものとします。
 - (5) 取締役会の諮問に応じて、次の事項を審議し、取締役会に答申を行います。

<主な審議事項>

- ①代表取締役及び役付取締役の選定・解職と取締役候補者の指名を行うに当たっての 方針と手続
- ②株主総会に付議する取締役の選任又は解任議案の原案
- ③取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役の選定又は解職議案
- ④代表取締役社長の後継者計画
- ⑤取締役の報酬等を決定するに当たっての方針
- ⑥株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
- (7)取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針
- ⑧取締役の個人別の報酬等の内容
- ⑨その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

3. 設置日

令和4年4月1日